

## 基本目標③ 困難を抱えた子どもと親への支援体制を手厚くします

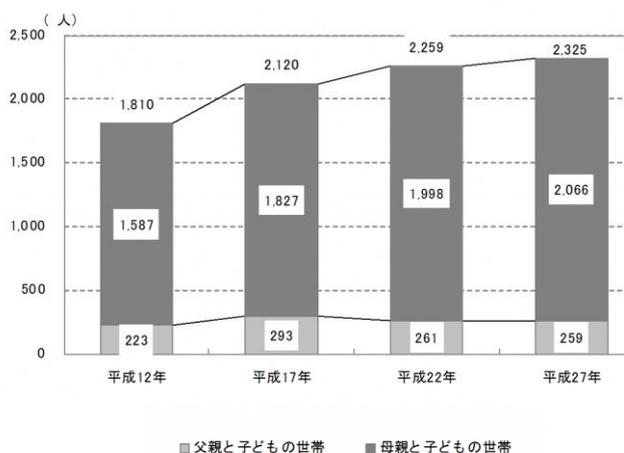
### 方向性（１） ひとり親家庭等への支援

#### 現状と課題

平成 27 年では父子家庭が 259 世帯と平成 22 年と比べると減少していますが、母子家庭は 2,066 世帯となっており、全体で 2,325 世帯と、ひとり親家庭は増加傾向にあります。また、ひとり親家庭等で 18 歳までの児童を養育している人に支給される児童育成手当受給者数（所得制限あり）は、平成 29 年 3 月 31 日現在、2,300 人となっています。

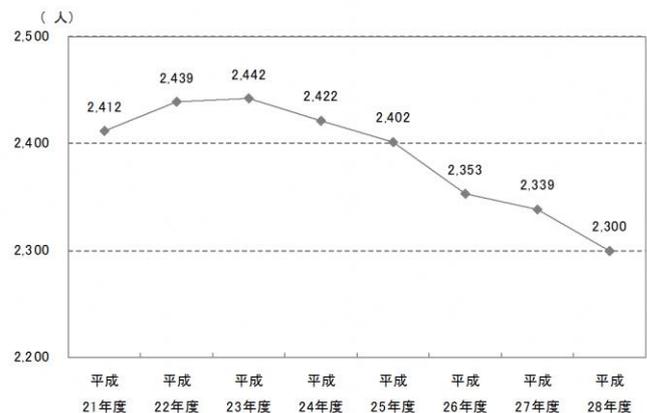
子育てには、保育、教育、医療等のさまざまな費用が必要です。その中で、ひとり親家庭が就業により一定の安定した収入を得て経済的に自立できるよう支援することや安心して子育てができるような相談体制の充実を図り、子育てへの経済的・心理的負担の軽減を図っていく必要があります。

#### ＜ 18 歳未満の子どもがいる世帯における ひとり親世帯数の推移 ＞



資料：総務省統計局「国勢調査」

#### ＜ 児童育成手当受給者数の推移 ＞



資料：「墨田区の福祉・保健」（各年度 3 月 31 日現在）

#### 今後の方向性

- ひとり親家庭に対しては、引続き、保育サービス、子育て支援サービスの充実など、子育てや生活面に対するきめ細かな支援を行っていきます。
- 福祉サービスの充実とあわせて、就業支援等を通じた、経済的に自立した生活を送ることができるための支援を充実していきます。

## 方向性（２） 障害のある子どもの発達と成長支援

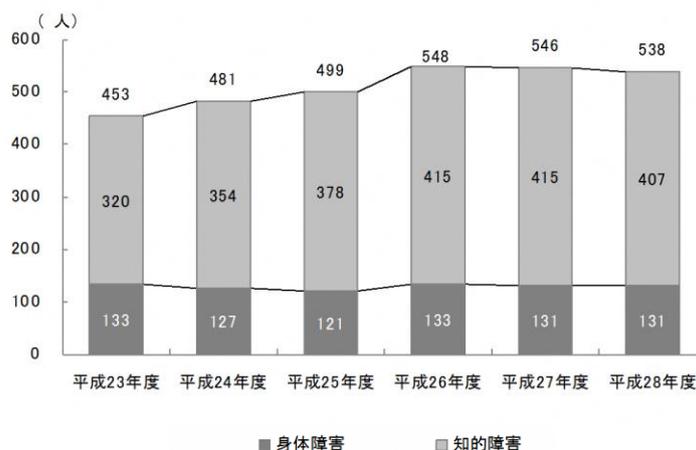
### 現状と課題

18歳未満の障害児数（障害者手帳交付者数）は、平成29年3月31日現在、身体障害児が131人、知的障害児が407人となっています。

身体障害児は平成23年度と比べて大きな変化はありませんが、知的障害児は87名増えて407名となっており、合計で平成28年度は538名と全体の障害児数が増加している中、就学前の保育・教育体制の整備や療育に携わる施設の質の維持・向上が、課題となっています。また、知的、身体、精神の障害に比べて早期発見が難しく支援の取組が遅れている、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等の発達障害のある子どもとその家庭への支援の充実が求められています。

特に発達障害は、一見してわかる障害ではない場合もあり、親子ともに認識のない場合や診断を受けてない場合も多く、学習の遅れや意欲の低下、対人恐怖症等を招き、不登校になることもあります。そのため、早期発見、早期対応が必要です。

＜ 18歳未満の障害児数(障害者手帳交付者数)の推移 ＞



資料：「墨田区の福祉・保健」（各年度3月31日現在）

### 今後の方向性

- 発達障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、保護者が相談しやすい体制の整備、保育所、幼稚園、学校等の保育・教育施設や子育て支援総合センター、保健センター、医療機関等の関係機関の連携体制の構築、発達障害児の保護者同士の交流支援など、発達障害児とその家庭への支援を充実・強化していきます。
- 児童発達センター「みつばち園」を中心に、心身の発達に遅れや障害のある子どもに質の高い療育を提供するとともに、区内の障害児を預かる施設を支援し、療育の質の確保と向上を図ります。
- 学校教育に関しては、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う特別支援教育を推進します。また、特別支援学校に籍を置く児

童・生徒と地域の小中学生との交流など、障害のある子どももいない子どもも、ともに成長していくことのできる地域づくりを推進します。

- 障害のある学齢期の子どもが放課後を過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

### 方向性（3） さまざまなサポートが必要な子どもとその家庭への支援

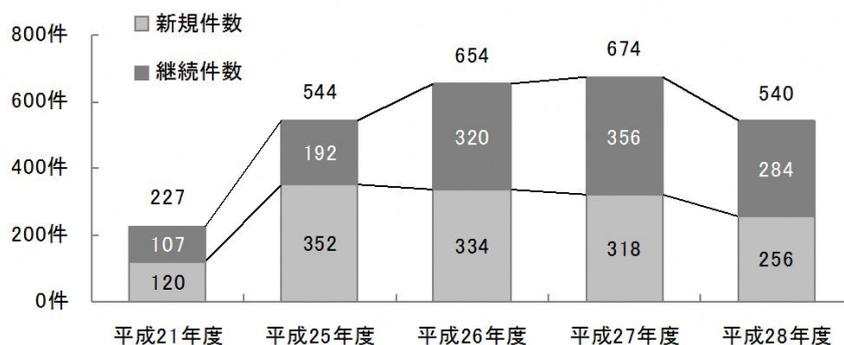
#### 現状と課題

区では平成18年11月に「墨田区要保護児童対策地域協議会」を設置し、平成19年4月に開設した子育て支援総合センターに事務局を置き、子育て家庭とつながりをもつ地域の関係機関のネットワークによる支援を行ってきました。このネットワークにより虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等を早期に発見し、適切な支援につなげる取組を進めてきました。

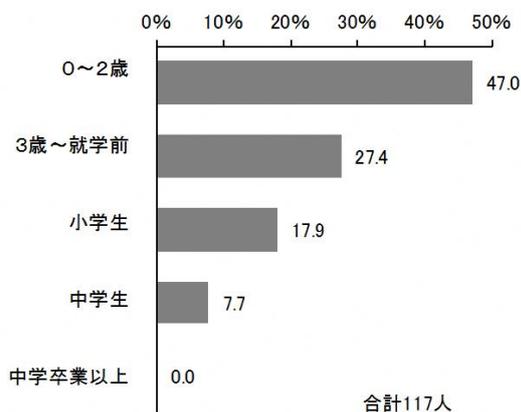
平成28年度の児童虐待相談対応は540件にのぼっており、虐待の発生を予防するための支援の強化、関係機関による支援体制の確立など、虐待防止に向けた取組を更に推進する必要があります。

また、平成28年の児童福祉法改正（平成29年4月施行）に伴い、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、同協議会の調整機関に専門職を配置し、必要な研修を受講することとされました。さらに、特別区にも児童相談所を設置することができることとなり、人材育成が重要な課題となっています。

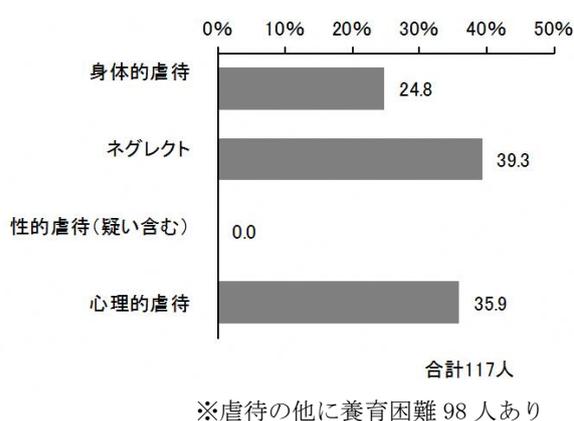
#### < 子育て支援総合センターで対応した児童虐待相談件数の推移 >



＜ 被虐待児の年齢(平成 28 年度末現在) ＞



＜ 虐待の種類(平成 28 年度末現在) ＞



### 今後の方向性

- 児童館や地域の関係機関が連携・協働するためのネットワークである墨田区要保護児童対策地域協議会の機能を強化し、子育て支援総合センターを中心に、虐待をはじめ不適切な養育により被虐待に至る可能性のある児童を早期に発見し、事態の深刻化の防止を図るとともに、問題の解決に向けて取組む体制構築を迅速に行います。
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等を実施している母子保健部門と子育て支援総合センターとの連携の強化や、地域の子育てひろばの機能の充実、在宅子育て支援の充実などにより、地域から孤立している、育児不安を抱えているなど、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要としている家庭を早期に発見し、必要なサービス・支援につなげます。
- 虐待や不適切な養育といった問題を抱える子どもとその家庭を支援していくためには、地域の力が欠かせません。今後は、こうした問題に取り組む地域の NPO やボランティア団体等の活動を促進するための区の支援を充実し、連携・協働を進めます。
- 家庭養護（里親、ファミリーホーム）委託率を 3 割以上に引き上げることをめざし、児童相談所と共同し啓発の強化に努めます
- 墨田区児童相談所の設置に向け、専門職の人材育成に努めます。

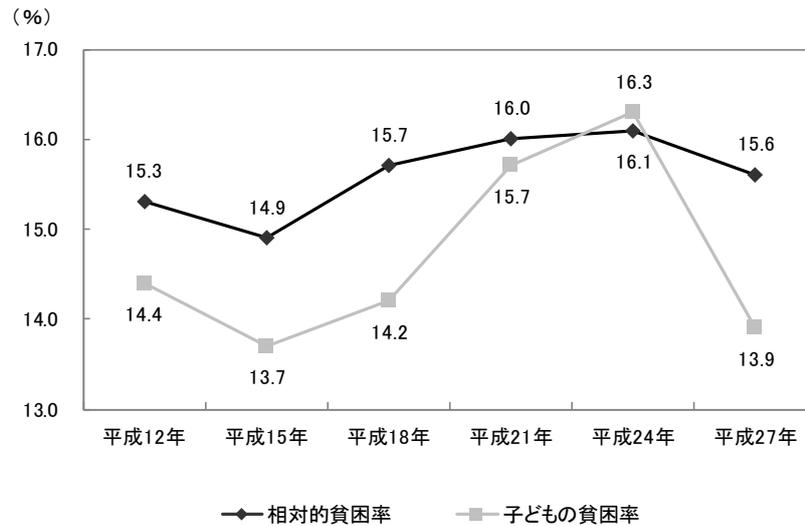
### 現状と課題

厚生労働省が発表した日本の相対的貧困率<sup>\*</sup>の推移によると、平成 27 年の子どもの貧困率は 13.9%、相対的貧困率は 15.6%となっています。数値は改善されているものの、貧困家庭では学習や楽しみの機会が制約され、自尊心や将来への希望がもてない子どもたちがいることに、違いはありません。

こうした状況を踏まえ、子どもの医療費助成の中学 3 年生までの拡大（平成 19 年 10 月～）、児童手当の支給対象年齢の中学校修了前までの拡大（平成 22 年 4 月～）、幼稚園における教材費等の補助（平成 27 年 4 月～）、児童扶養手当の多子加算額の増額（平成 28 年 8 月～）など、子育て家庭への経済的な支援を拡充してきましたが、更なる充実に

対する要望があります。

### < 相対的貧困率の年次推移 >



資料：厚生労働省「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況」

※相対的貧困率： 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合のこと。子どもの貧困率は、17 歳以下の子ども全体に占める中央値の半分に満たない 17 歳以下の子どもの割合のこと。なお、平成 27 年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 122 万円（名目値）となっている。

#### 今後の方向性

- 少子化傾向に歯止めをかけるためには、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもを生き育てることへの経済的な不安を解消することも有効な対策のひとつです。しかし、各種手当の支給、医療費助成等の経済的な支援策は、国・都・区でそれぞれの役割に応じた権限と責任があるので、区としてどのような経済的支援をすべきかについて、国や都の動向を踏まえ、また、所得の再配分や税負担の公平性、地域特性等を勘案しながら総合的に検討していきます。